

## インドにおける画像意匠の保護制度

ANAND &amp; ANAND



ドゥルヴ・アナンド

パートナー

弁護士



ウディタ・パトロ

マネージング

弁護士



ディーパン・シンハル

アソシエイト

弁護士

株式会社サンガム IP



ヴィニット・ババット

代表取締役

弁理士

Anand & Anand は 1923 年に創業した、知的財産およびその関連分野のあらゆる分野をカバーする知的財産法律事務所であり、エンドツーエンドの法的ソリューションを提供している。

株式会社サンガム IP は 2010 年に設立され、インドと、その周辺国の知的財産を専門に扱う会社である。特許・意匠・商標出願、知的財産の権利行使、知的財産関連の情報収集、セミナーなどのサービスを提供している。

グラフィカルユーザーインターフェース (GUI) や画像意匠に関して特許意匠商標総局 (CGPDTM) に係属中の出願の取扱いは、現在のところ不明確である。2000 年インド意匠法第 2 条(a)における「物品」と同法第 2 条(d)における「意匠」の定義に関してインドの司法による決定的な解釈がなく、画像表示や GUI の意匠登録に関する CGPDTM の決定は、案件ごとに異なることが予想される。2019 年インド意匠規則改正案による対応が注目される。

### 1. グラフィカルユーザーインターフェース (GUI)

グラフィカルユーザーインターフェース (以下、「GUI」という。) は、マウス (mouse) またはタッチスクリーン (touch screen) で操作されることにより表示コンテンツを管理するソフトウェアで構成され、表示装置上で表示されるアプリケーションやアイコンを含む。GUI の主な機能は、ユーザーと画面上で利用可能なグラフィックスとの間の仮想対話を促進して、所望の結果を達成することにより、コミュニケーションを改善することにある。このような対話は、表示されたコンテンツをタッチする、またはマウスポインターで操作すること、たとえば、アプリケーションの操作を呼び出すメニュー項目を選択すること、で実行できる。

ここで生じる疑問は、GUI が知的財産として、特に意匠として、保護の対象になっているか否かである。GUI は 1957 年インド著作権法の下で保護を受けることができる。具体的には、GUI のソースコードは文学作品として保護され、その外観および操作感(リック&フィール)は芸術作品としての表現形式として保護される。しかし、2000 年インド意匠法の下で GUI が意匠として保護されるかは明確ではない。その結果、インドの CGPDTM は一部の GUI の意匠登録を認めながら他の GUI の意匠登録を拒否した。

## 2. GUI と意匠権についてのインドにおける現状

理論的には、GUI は 2001 年インド意匠規則に基づいて保護されているといえる。1968 年の口カルノ分類に準拠するために、同規則にある CGPDTM の料金表が 2008 年に改正され、本改正により分類 14-04 に「画面表示とアイコン」が含まれた。ただし、CGPDTM は、GUI の意匠登録を認めることに関して、多少一貫性のない判断をしている。

2009 年まで、CGPDTM は Microsoft 社に、「その他」のカテゴリである分類 14-99 の下で、アイコンと画面表示の登録をいくつか認めた。しかしながら、2014 年 1 月、CGPDTM は、Amazon Technologies 社の意匠出願(出願番号:240305)「デジタル作品の補足情報を提供するための GUI」の登録を拒否した。担当の管理官(Controllor)は、以下の理由により、Amazon Technologies 社の意匠出願を拒絶した。

- ・第一に、グラフィック表示画面はコンピューター画面の機能であるため、コンピューターの電源を入れたときにのみ表示される。したがって、2000 年インド意匠法第 2 条(d)では意匠登録の条件である「常に視覚に訴える」を満たしていない。
- ・第二に、GUI は、他のものに変換できないため、同法第 2 条(a)の意味において、「物品」として扱うことはできない。

・第三に、GUI は、「物理的にアクセス可能」なものではなく、装置に組み込まれていることから、この装置なしに、すなわち単体で、物品として販売できないため、同法第 2 条(a)と同法第 2 条(d)の組み合わせを満たしていない<sup>1</sup>。

しかしながら、この決定を下した管理官は、「物品」の定義と「意匠」の定義を混同しているように思われる。GUI レイアウトは物品（デジタル画面表示）に適用される意匠であり、本件に「単体としての存在」のテストを適用すべきではない。なぜなら、このテストは、物品または物品の一部にのみ適用されるべきであり、意匠（GUI レイアウト）自体に適用するべきではない。単体で販売できる必要があるのは意匠ではなく、意匠が適用される物品である。

さらに、意匠として登録されるための GUI は、GUI が適用された物品が使用されている状態において、「完成した物品」（つまり画面）で「視覚的に訴え、視覚的でのみ判断できる」必要がある。2000 年インド意匠法は、消費者が（広告を通じて）完成品に意匠が存在することを認識しており、その意匠が購入決定に影響を及ぼす限り、販売時に意匠が物品上に表示しなければならないという制限を課していない。

2014 年の上記決定以来、CGPDTM は、GUI、スクリーンディスプレイ等にかかる意匠出願をほとんど拒絶している。しかしながら、CGPDTM は、最近、2018 年 1 月に、Visa International Service Association 社による分類 99-00（その他）での意匠出願（出願番号：243808）「アカウント ID の GUI」の登録を認めた。したがって、インドでは GUI を意匠登録できるか否かの問題は、特に裁判所の判決やガイドラインがない限り、明確な回答を出すのは難しい現状である。

### 3. まとめ

<sup>1</sup> 通常、拒絶理由は公開されておらず、本稿における内容は、本件の拒絶通知の内容を取り扱ったさまざま記事から情報を得ていることにご注意いただきたい。

GUI や画像意匠に関して CGPDTM に係属中の出願の取扱いは、現在のところ不明確である。インドの司法による GUI の意匠登録に関する 2000 年インド意匠法の規定の決定的な解釈がない限り、特に、同法第 2 条(a)における「物品」と同法第 2 条(d)における「意匠」の定義に関してインドの司法による決定的な解釈がない限り、画像表示や GUI の意匠登録に関する CGPDTM の決定は案件ごとに異なることが予想される。

ただし、利害関係者からの意見募集が行われている、現在公開中の 2019 年インド意匠規則改正案（インドがロカルノ協定の加盟国になったために必要になった意匠規則改正）は、この問題に光を当てることが予想される。GUI の意匠登録が認められている米国および英国の先例を考慮して、特にこの点に関するインド意匠法の要件は英国の意匠法に類似しているため、インドはこれに倣うことが期待される。

## ソース

- ・インド意匠法

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-ishou.pdf>

- ・2019 年インド意匠規則改正案

[https://dipp.gov.in/sites/default/files/draft\\_DesignRules\\_2001\\_23October2019.pdf](https://dipp.gov.in/sites/default/files/draft_DesignRules_2001_23October2019.pdf)

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）